時事新報

第千二百二十號　明治十九年三月十一日　木曜日（庚午）

舊丙戌二月六日

日出午前六時十八分　入午後六時零三分
月出午前九時二十分　入午後十一時零五分
滿潮午前八時五十四分　午後九時十二分

（西曆一千八百八十六年）

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便稅一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲グル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ遞送無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）

東京、橫濱、橫須賀、從神奈川至小田原驛、函根七湯、大坂、京都、大津、神戶、尾ノ道、福山、笠岡、岡山、廣島、和歌山、德島、高知、下ノ關、長崎、名古屋、岐阜、岡崎、豐橋、四日市、津、松坂、山田、仙臺、福島、二本松、石ノ卷、白石、函館、青森、弘前、宇都宮、高崎、八王子、千住、草加、越ヶ谷、青梅、杉戶、幸手、久喜、關宿、千葉、登戶、寒川、佐倉、東金、市川、八幡、船橋

其他同地近傍遞送官ノ關所ハ同シク遞送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

米國と支那との紛議

支那政府が今度北米合衆國に向ひ米國人民が支那人に加へたる暴害に對して償金を要求して米國大統領が之を拒絶したるとハ前日の時事新報に於て讀者の既に知る處ならん米國人民が近來支那人を虐遇せる次第は本月二日三日兩日の本紙上に載せたる「米國特別通信」と去る六日より八日の紙上に亘りて記載したる「支那人放逐の騒ぎ」と題する一項とに依りて其概略の有樣を知るべく其亂暴狼藉は實に言語に堪へたりと云ふの外なし斯く米國人が支那人を虐遇せるには樣々の口實はあるべけれども詰る處彼等が勤勞市場に於て支那人の競爭に敵する能はざるを怨むの嫉妬心に出でたる事に外ならず彼の支那人なるものは生來貨殖の道に長じて苦役を厭はず勤勉を辭せざる人の爲めに働けば一人にして白人の二人前を働らき自ら物を造れば廉價にして白人の製品に優れるものを造る等凡そ力役と手先きの仕事とに於ては一として白人の上に出でざるはなきを以て白人勞役中其勞役人等は之を惡むこと仇の如く遂に正當の競爭にて勝を制する能はざるを見て強て腕力を以て之を競爭場外に驅逐せんとするに至りたる其趣きは恰も戲術の試合に負けたるを怨みて竊に相手の者を途上に要撃するに異ならず其心術の卑劣にして其振舞の無法なるは自ら文明を以て世界に誇る米國人の所業なりとも思はれず但し其心術の卑劣も所業の無法も其結果の當局者自身のみに止まりて害を其他に及ぼさゞる限りは傍より深く之を咎むるに足らずと雖も彼等の所業は獨り一身の罪惡たるのみならず間接に害を他人に加へたるものにして然も其害を加へたるは自國の人民に非ずして外國の人民なれば彼等は道徳上の罪を犯したる上に一國の法律を犯して兼て又國際の法をも犯したるものと云ふべし野蠻未開の人民ならば兎も角も凡そ人權と自由とを尊重して正道の感應に頗る敏なりと稱せらるゝ米國人にして斯かる無法の振舞あるは我輩が同國人の爲めに痛惜に堪へざる所なり

右の次第にて今度米國人の所爲は明に國際の法を破りたるものなれば支那政府が之に對して損害の要償を申出たるは至當の事にして通常の場合ならば米國政府は何等の詮議もなく早速其要求に從ふべき筈あれども此度は支那の爲めに甚だ氣の毒なる事は世界の目より此爭を通常の國際のことゝ認めざる事あり總て世の中にて正不正理不理などの理論は同等の人間の爭に於て始めて其效力あるものにして双方の間に身分の等差あるときは理と正とは專ら身分の重きものに歸して身分の輕きものは常に不正不理に陷らざるを得ず例へば昔の封建時代に穢多と士との間に何か爭論を生ぜざるとせんに穢多の申分に何程の道理ありとも結局士の無理とはならずして穢多の不調法に終りたるなり是獨り當時の法律の不正なりしが爲のみに非ずして世上一般穢多なるものは普通の人間にあらずして恰も人間より一等下りたる動物なるが如くに心得、普通の人間が此動物を遇するは恰も其犬猫を遇するが如く打つも擲るも心の儘にして法律上は勿論道徳上にも其罪を負はざるものと信じたる事主として之が原因となりたるなれ今日米國人民が支那人を見るは恰も往日の武士が穢多を見るに異ならず初めより之を己等と同等の人類なりと思はざれば之に對して如何なる不正を働くも憚かることなし獨り當局の米國人が斯る感情を抱くのみならず世界一般の文明國人も亦同樣の感を抱きて敢て深く米國人の所爲を怪まず間々或は米國人の亂暴を咎めて支那人の不幸を憐むものなきにあらざれども其之を咎むるは老婆が慈孫の猫を打つを咎むるが如く其之を憐れむは鞭撻せらるゝ瘦馬を憐れむに異ならず未だ眞實に米國人の所爲を咎めて支那人の不幸を憐むものあるを見ず畢竟世界の目に於て此事を同等の人類の爭なりと認めずして人間と穢多との爭なりと見做すが故なり然るに此世界の穢多と日本の穢多との相異なる所は日本の穢多は王政一新の後法律上にて普通の人民となり一般の國民と共に國法の保護を受くることゝなり而して日本國內に此國法を執行する爲めの裁判所あるもれあれば世の中の人が此新人民に對して如何なる感情を抱くにも拘はらず十分に法律上の權利自由を享有するを得ると雖も國と國との間には未だ穢多を普通の人間に編入するの法律なく又其法律を執行する爲めの裁判所もなきが故に爭論を決するの標準は專ら世界一般の感情に依らざるを得ずして其感情とは前に云へる如く專ら米國人の方に左袒するり然らざるも敢て之に反對せざる米國人も亦自ら其罪と世界に得ざるを知るが故に亦敢て甘んじて其罪に服せざるなり今仮りに米國人が同國に在る日耳曼人に對して此半分程の亂暴を行ひたりとせんには米國政府は日耳曼の要求を待たず我より平身低頭して其罪を謝し其禍先に應ずるに遑あきことならん是皆日耳曼の力を恐るゝが爲めにあらず日耳曼人に害を加ふるは罪を世界に得ることにして自ら其罰を辭する能はざると又一つには日耳曼に低頭するは己等と同等のものに低頭するものにして敢て其國の恥辱とあらざるが故なり然るに支那人なるものは固より己等と同等のものにあらずして之に暴虐を加ふるも罪を世界に得るにあらざれば之に向つて低頭するは穢多に低頭するに均しく國の體面に取りてあし難き業なれば假令へ米國政府が正義公道を重んずるも浮世の人情に於て理非に拘はらず我意を張通さゞるを得ず是蓋しクリーヴランド氏が斷然斯る至當の要求を拒絶したる所以ならん此度の事は如何なる決着に至るべきや未だ今日に豫言すべからずと雖も前述の如き次第なれば到底支那の敗訴に歸するの外なかるべし我輩は此度の事に於て米國人の無道を咎めずして支那人の不幸を憐れみ支那人の不幸を憐れまずして其早く文明の人民となり世界の穢多たるを免かれんことを勸むる者なり

官報

〇閣令第四號　各官廳

明治十八年（三月）太政官第十二號達歳入出科目條規同第十三號達科目表相廢シ十九年度以降歳入出科目ハ款項目節ニ分チ大藏大臣之チ定ムヘシ但各廳ニ於テ其廢置變換チ要スルトキハ大藏大臣ニ協議スヘシ

明治十九年三月九日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

〇敍任　明治十九年三月四日

任大藏次官　正五位勳三等　鄕純造

〇明治十九年三月九日

任大藏大臣秘書官　正七位　谷謹一郎
任大藏書記官　正六位　鈴木利亨
仝　從六位勳六等　廬高朗
仝　從六位　吉田市十郎
仝　正七位　青木咸一
任大藏省主稅局長　從五位勳五等　中村元雄
任大藏省關稅局長　仝勳四等　中野健明
任大藏省主計局長　從五位　渡邊國武
任大藏省出納局長　正六位勳六等　松尾臣善
任大藏省國債局長　仝　田尻稻次郎
任大藏省金庫局長　從五位勳六等　與倉守八
任大藏省銀行局長　仝勳五等　加藤濟
任大藏省預金局長　正六位勳六等　大野直輔
任大藏省記錄局長　仝　浦春暉
任大藏省會計局長　正七位　山本持躬
兼任大藏省參事官　內務省縣治局長從五位勳五等　山崎直胤
任大藏省參事官　從五位勳五等　河嶋醇
仝　正六位勳六等　成川尙義
仝　從六位　橫瀨文彥
仝　駒井重格
任大藏省主稅局次長　正六位　神鞭知常
任大藏省關稅局次長　從六位　石川有幸
任大藏省主計局次長　正六位勳六等　深江順暢
任大藏省國債局次長　正七位　野本高義
任大藏省金庫局次長　從六位勳六等　小林好愛
任大藏省銀行局次長　正七位　上床熙哉
任大藏省預金局次長　正七位　關口忠爲
任大藏省記錄局次長　正七位　篠原源太郎
任大藏省會計局次長　歩兵中尉正七位勳五等　栁田斐揃
任大藏省主稅官　正六位　有尾敬重
仝　仝勳六等　佐伯惟馨
仝　仝　斯波有造
仝　從六位勳五等　戶叶正明
仝　從六位　目賀田種太郎
仝　仝　深津無一
仝　從六位勳六等　兵頭正懿
仝　從六位　小山正武
仝　正七位　小島正一
仝　仝　小泉信吉
仝　從六位　牛場卓造
仝　正七位　鈴木米三郎
仝　仝　橫尾平太
仝　金子彌平
仝　是恆眞楫
仝　野尻邦基
任大藏省主計官　從六位勳六等　山內芳秋
仝
仝
仝
仝
仝
仝

〇辭令

（各通）依願免本官（

總務局政務課
仝人事課長
仝勤務ヲ命ス
仝人事課勤務
仝報告課長

（各通）前官非職被

（各通）非職被仰付（

總務局文書課
仝報告課長
仝記錄課長

（各通）

民事局兼勤
司法省參事
仝仝仝

（各通）刑事局兼勤
總務局往復

（各通）大審院詰ヲ

判事
仝檢事

（各通）東京控訴裁
東京控訴裁
名古屋控訴

判事
仝檢事

（各通）東京始審裁

第一期秋田
所）

總務局兼勤
仝文書課
仝記錄課長
仝報告課長
仝博覽會課

〇醫術開業
より試業本
期九百九十
を終へたる
七人なり（